

教職員互助会からのお知らせ ～退職に伴う互助会手続きについて～

1. 医療保険制度と互助会の加入について

令和6年度末に退職（他共済組合へ転出する場合を含む。）し、**公立学校共済組合青森支部の資格を喪失する場合は、当互助会は退会**となります。これは、互助会の加入資格が、「公立学校共済組合青森支部に加入する組合員である教職員及び教育関係職員」となっているためです。

令和7年度の医療保険制度と互助会の加入については右記のとおりですので、ご自分がどれに該当するのか、確認してみましょう。

令和7年3月	令和7年4月～
定年退職	・再任用職員（暫定再任用制度）フルタイムはパターン① 短時間はパターン②
定年前再任用短時間勤務職員（定年前に退職）が任期満了 ※現在、共済組合任意継続又は国保	・再任用職員（暫定再任用制度）フルタイムはパターン③ 短時間はパターン④ ・臨時講師等※1として勤務 パターン③
勲奨・普通退職	・臨時講師等※1として勤務 パターン⑤ ・民間へ再就職 パターン⑥ ・無職 パターン⑦
他の共済組合へ転出	転出先の共済組合 パターン⑧

※1 臨時講師等・・・臨時講師、臨時養護助教諭、臨時実習講師、臨時寄宿舍指導員、臨時学校栄養職員、臨時事務職員、非常勤職員（短時間勤務）

【医療保険制度の加入パターン】

- ① 「公立学校共済組合（一般組合員）」（変更なし）
- ② 「公立学校共済組合の任意継続組合員」又は「国民健康保険」
- ③ 「公立学校共済組合の任意継続組合員」又は「国民健康保険」から「公立学校共済組合の一般組合員」
- ④ 「公立学校共済組合の任意継続組合員」又は「国民健康保険」（変更なし）
- ⑤ 「公立学校共済組合（短期組合員）」
- ⑥ 「再就職先の健康保険」
- ⑦ 「公立学校共済組合の任意継続組合員」、「国民健康保険」、「家族の被扶養者」から選択
- ⑧ 転出先の共済組合へ加入

※①～⑧は、あくまでも一例です。ご不明な点は、公立学校共済組合青森支部へお問い合わせください。

【互助会の加入について（令和7年度）】

パターン①	引き続き加入の取り扱いとなります。（手続きは不要。）
パターン②	退会となります。（手続きは不要。）
パターン③	加入手続きが必要
パターン④	すでに退会済み
パターン⑤	引き続き加入の取り扱いとなります。 ただし、「加入確認書」の提出が必要。
パターン⑥～⑧	退会となります。（手続きは不要。）

パターン⑤の場合のみ「加入確認書」（令和7年2月3日付け青教互第88号参照）の提出が必要です。ただし、すでにフルタイムの再任用職員・臨時講師等として勤務している方は提出不要です。

ご自分の互助会加入の有無は、給与明細書「互助掛金」欄で確認できます。

2. 在職中の給付等について

(1) 在職中の給付・貸付について

①「医療費補助金」・「入院見舞金」について

在職中（令和7年3月診療分まで）の「医療費補助金」・「入院見舞金」は、令和7年7月中旬頃に個人口座へ自動給付されます。

②「退職慰労金」について

10年以上在会して退職（他共済組合へ転出する場合を含む。）により退会したとき、在会年数に応じた「退職慰労金」が、令和7年7月中旬頃に個人口座へ自動給付されます。

③「生活資金貸付」の未償還金について

退職時に生活資金貸付の未償還金があり、退職手当が支給される場合は、退職手当から控除します。
また、他共済組合へ転出する場合は、即時償還となりますので、互助会から払込書を送付します。

①～③ともに、手続きは不要ですが、①、②を給付するため、届出済の個人口座は、令和7年7月末頃まで解約しないでください。

(2) 互助会員証について

退職後、速やかに「会員証」を互助会へ返送してください。

お問い合わせ

〒030-8540 青森市長島一丁目1-1 青森県教育庁職員福利課内
一般財団法人青森県教職員互助会
TEL 017-734-9914 FAX 017-734-8276

互助会
ホームページ

